



特集

都市公園法改正

年1回の遊具の定期点検が任意から法令化されます

平成29年4月28日に「都市緑地法等の一部を改正する法律」が可決、成立し、都市公園法の一部が改正されました。

予防保全による長寿命化・安全対策

公園施設は平成26年度末時点で設置後40年以上経過したものが約16%にのぼり、20年後には約6割に達すると見込まれています。また遊具に限ってみると、ぶらんこなどの鉄製遊具の標準使用期間は15年ですが、設置から20年以上経過しているものが約5割となっています。

こうした実態を受けて、これまで都市公園の維持管理に法令に基づいた基準はありませんでしたが、法改正により、平成30年4月1日からは、都市公園の管理は政令で定める都市公園の維持および修繕に関する技術的基準に適合するように行わなければならなくなります。

法令化される都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準

法令化される都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準の内容は以下のとおりです。

■公園施設全般

- 適切な時期に巡回を行い、清掃・除草など公園の維持管理のため必要な措置を行う。
- 公園の点検は、適切な時期に、目視その他適切な方法により行う。
- 点検などにより異状を把握した時は、必要な措置を講ずる。など

■遊具(特に安全性確保の必要が高いことから)

- 点検頻度は年1回を基本とする。
- 点検結果や修繕内容を履歴書として記録し、保存する。

定期点検の結果には重い責任が問われます

定期点検は、国の遊具指針では「公園管理者が、必要に応じて専門技術者と協力して、一定期間ごと(年1回以上)に行う日常点検より詳細な点検」とされ、「次の定期点検までの安全が確保できる状況であるかを確認する」とされており、点検結果には重い責任が問われます。

このため定期点検は、遊具の安全に関する専門的な知識、技術を有する者が実施する必要があります。国が認定登録した点検技術者資格の有資格者に委託すれば、JPFAが定めた「定期点検表」、「判定基準」に基づいて的確に点検業務を行うので安心できます。

	日常点検	定期点検
実施	公園もしくは遊具の管理者	点検技術者 (公園施設製品安全管理士、公園施設製品整備技士、公園施設点検管理士、公園施設点検技士)
目的	変形や異常の有無を確認	次回の定期点検までの安全が確保できる状況にあるかを確認 (劣化診断と規準診断により総合判定)
頻度	月1回～数回(可動部はより高い頻度で)	年1回以上
判断基準	前回の点検時(または、いつも)の状態との比較	安全規準、判定基準と遊具の材料・構造および過去の事故事例等に関する専門的な知識
点検方法	目視・触診・聴診などにより遊具の異常の有無を調べる	目視・触診・聴診・打診・摇診および点検器具・測定機器を使用して点検
評価方法と報告	変形、異常の有無の報告	状態や数値を踏まえた危険度および使用可否の判断

定期点検ならではの技術ポイント

劣化診断と規準診断で総合的な機能判定を行います

日常点検と定期点検は互いに連携し、機能的な補完をしていく必要があります。例えば、子どもたちに人気のある遊具は劣化も速いので、日常点検により記録されている利用頻度や使われ方などは、定期点検においても大切な情報になります。

定期点検は、日常点検では確認が難しい箇所を劣化診断と規準診断により安全性を確認し、不具合があれば、レベルに応じてその後の対応を含めた機能判定を行い、報告します。

劣化診断

劣化診断は、遊具を構成する部材等の摩耗状況や変形、ならびに経年劣化などを診ながら、子どもが利用するのに十分な強度があるかを確認します。

【金属類】

回転ジャングルジムの中には、ジャッキアップしないと可動部の摩耗や変形の程度が分からぬるものがあります。また溶接部も破損はしないと過信するのは禁物なので、荷重のかかり方などを考慮して診断します。

【木質類】

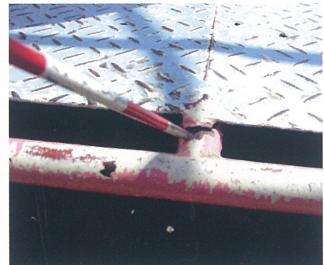
木質類は金属類に比べ、劣化が始まると悪化するスピードが速いので、設置状況などに留意しながら確認します。またシロアリ被害の診断も行います。

【プラスチック系材料】

プラスチック系材料は、子どもが触れたり乗ったりするので必ず荷重をかけて確認します。またFRPなどガラス繊維の露出によるケガをしやすい状況に留意します。



可動部の摩擦や変形の確認



荷重のかかる溶接部



シロアリによる侵食



FRPのガラス繊維の露出

規準診断

規準診断は、「遊具の安全に関する規準」に基づき遊具の形状や安全領域などの安全規準項目について確認します。安全規準という客観的な事実に対して、過去の事故事例などを踏まえ、事故の頻度と有害性の高さを考慮して診断します。

JPFAには主要な遊具製造メーカーが多数加入しており、設計・製造や設置事例での経験、素材や工法の情報などが定期点検の診断や判断にも活かされています。

【計測器による診断】

規準点検で計測できる部位や箇所は測定し、数値に対して構造や素材、利用状況、使用年数などを総合的に検討し、安全かどうかを総合的に判断します。

【事故予防の応急処置】

定期点検の結果、処置すべきハザードが確認された場合は、その程度に従って応急修理などの適切な処置をします。



頭部や胴体の挟み込み危険部位の特定



安全領域の測定



落下高さの測定



形状寸法値の確認

【発行】JPFA NEWS 第4号 平成29年(2017年)11月1日発行

一般社団法人 日本公園施設業協会

〒104-0043 東京都中央区湊2-12-6
TEL:03-3297-0905/FAX:03-3297-0906

公式Webサイト: <https://www.jpfa.or.jp>